

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめ多様なステーク・ホルダーとの適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たしながら事業活動を行うことが、長期的な業績向上や持続的成長の目的達成に最も重要な課題のひとつと位置づけています。コーポレートガバナンスの機能を充実させ、透明性と公正性の高い経営を確立することは当社の重要な基本的責務です。

このため、当社は取締役会、監査役会を中心とした経営の監督・監視機能を強化し、内部統制・リスク管理等の問題に対処するため、コーポレート・ガバナンス体制を整備し、以下の通り実施してまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

##### 補充原則1-2-4

当社における海外投資家比率は低いのが現状です。また現状議決権行使においては、郵送等の手段にて適切に議決権行使がなされていることから、特段の手段を講じていませんが、今後事情が変われば、必要な対策を講じる予定です。

##### 補充原則1-2-5

当社では、株主総会における議決権は株主名簿上に記載または記録されている者が有していると考え、その旨株式取扱規定に定めております。よって信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会に出席し、議決権の行使や質問を行うことを原則認めておりません。

今後は実質株主や信託銀行などの動向を注視しつつ、実質株主の株主総会出席に関するガイドラインの策定の必要性、及びその内容等につき検討を行ってまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

##### 原則1-4 いわゆる政策保有株式

(1) 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、原則として取引関係の維持・強化等事業活動上の必要性及び発行会社の株価や配当等のリターンを考慮し、株式を保有することがあります。当社は、株式保有の効果を適宜見直し、保有する意義が乏しいと判断した株式については、市場動向を勘案し、売却を致します。

(2) 保有上場株式の議決権行使については、当社の持続的な成長と中期的な企業価値の向上に資するものであるかなど当社への影響を総合的に判断して行使します。

##### 原則1-7 関連当事者間の取引

関連当事者間取引に関するガイドラインを定め、利益相反取引に該当する関連当事者間取引が発生する可能性がある場合には、事前に取締役会による承認を受けることとしています。

##### 原則3-1 情報開示の充実

1. 企業理念、中期経営計画は当社ホームページなどで発信しております。

2. コーポレートガバナンスコードの主旨・原則を踏まえ、コーポレートガバナンスに関する考え方をコーポレートガバナンス報告書にて開示しております。

3. 役員報酬の基準を定め、有価証券報告書にて開示しております。

4. 独立役員の選任基準については有価証券報告書で開示しております。取締役候補の選任基準については新設予定の指名委員会基準に則り、社外取締役を中心とした諮問委員会（指名）で決定する予定です。

5. 代表取締役をはじめとする経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補の指名を行う際には、取締役会において、新設予定の諮問委員会（指名）から個々の選任・指名について報告・説明を受けることとする予定です。

##### 補充原則4-1-1

取締役会はモニタリングモデルとし、企業統治における重要事項のみを決定し、業務執行取締役にはそれ以外の権限を委譲しております。取締役会決議事項及び取締役会報告事項は取締役会規定などに定めております。

中期経営計画の策定、コーポレートガバナンス体制構築ならびにその進捗確認などが取締役会での中心議論となり、非重要事項（例：内部統制などに関連しない規定の決議、期間営業計画など）については業務執行取締役に委譲しております。

##### 原則4-8 独立社外取締役の有効な活用

第128回定時株主総会決議で監査等委員会設置会社への移行を審議いただく予定です。承認いただければ監査等委員会設置会社へ移行を予定しております。

監査等委員のうち3名以上は社外取締役とし、取締役総数の1/3以上を社外取締役となるような体制をとることでガバナンス強化を図ってまいります。

##### 原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

社外役員の独立性判断基準を以下のように定めております。

1. 社外取締役候補を選定する場合は、以下の要件を全て満たす者とする。

2. 本基準における独立性を有する社外取締役とは、法令上求められる社外取締役としての要件を満たす者、かつ次の各号のいずれにも該当し

- ない者をいう。
- (1) 当社またはその関連会社の業務執行取締役もしくは執行役またはその使用人（以下「業務執行者」という。）または、その就任前10年間に於いて当社またはその関連会社の業務執行者であった者。
  - (2) 当社の総議決権の5%以上の議決権を保有する大株主またはそれが法人・団体である場合の業務執行者である者。
  - (3) 当社またはその関連会社と重要な取引関係（主要な取引先含む）がある会社またはその親会社もしくはその重要な子会社業務執行者である者。
  - (4) 当社またはその関連会社の弁護士やコンサルタント等として、当社役員報酬以外に過去3年平均にて1,000万円以上の報酬その他財産上の利益を受け取っている者。またはそれが法人・団体である場合、当該法人・団体の連結売上高の2%以上を当社またはその関連会社からの受取が占める法人・団体等の業務執行者である者。
  - (5) 当社またはその関連会社の会計監査人または当該会計監査人の社員等である者。
  - (6) 当社またはその関連会社から過去3年平均にて年間1,000万円または当該法人・団体等の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄附金等を受けている法人・団体等の業務執行者である者。
  - (7) 上記(2)から(6)について過去5年間に於いて該当する者。
  - (8) 配偶者または三等親以内の親族が上記(1)から(6)までのいずれかに該当する者。
  - (9) 当社またはその関連会社から取締役を受け入れている会社またはその親会社もしくはその子会社等の業務執行者である者。
  - (10) 社外取締役としての在任期間が通算で10年間を経過している者。
  - (11) その他、当社の一般株主全体との間で上記(1)から(10)までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者。
3. 上記(1)から(11)のうち抵触するものがある場合でも、取締役会がその独立性を総合的に判断し独立性を有する社外取締役として相応しい者と認められれば、独立性を有する社外取締役候補者として選定することが出来る。その場合においては、独立性を有する社外取締役として相応しいと判断した理由等について説明を行うものとする。

補充原則4-11-1  
当社の取締役は独立社外取締役1名を含む5名で構成し、監査役は3名、内2名は社外監査役で公認会計士と弁護士で構成されております。取締役会は上記8名で、内3名が独立役員となっています。迅速な意思決定ならびに客観的な立場での監督という観点で、現在の規模は適切と考えております。  
取締役の選任に関しては、第128回定時株主総会で監査等委員会設置会社への移行を審議いただく予定であり、承認をいただいた場合には、その後の取締役会で指名委員会規定を制定し、その中で手続き、取締役選定基準を定めてまいります。

補充原則4-11-2  
役員の兼務に関する基準を定め、業務執行取締役の上場企業役員の兼務は原則禁止しております。資本提携などで必要が生じた場合には、取締役会の承認を必要としております。  
非業務執行役員については常勤監査役以外はその責務の遂行に支障がないことを前提に認めております。  
現在業務執行取締役の兼務はございません。非業務執行役員については石尾監査役が株式会社星医療酸器（JSDAQ）監査役を兼務しておりますが、その他の役員の兼務はございません。

補充原則4-11-3  
取締役会の実効性評価については、第三者機関による評価などを実施し、取締役会の実効性についての分析・評価を第128回定時株主総会までに行い、その概要を開示いたします。

補充原則4-14-2  
取締役・監査役トレーニングは当社のさらなるガバナンス・リスク管理能力の向上のために必要な施策と位置付けており、従来の取組に加え、来年度以降は、全取締役・監査役研修用に外部役員研修専門機関の研修を行うことでコーポレートガバナンス、事業倫理、危機対応及び組織マネジメント等についての能力向上を図ってまいります。

原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針  
IRについては常務取締役経営管理本部長を担当責任者とし、主管部署を経理ユニットとして、法務・経営企画・総務の有機的な連携を図る体制としております。来年度より社長による投資家向け決算説明会を年2回実施し、対話の手段を拡げてまいります。決算説明会資料は当社HPなどでも公開いたします。  
また個別面談などで株主からいただいた意見などは定期的に主管部署から担当責任役員を通じて取締役会に報告する体制を構築しております。インサイダー情報管理のため、原則公開資料に基づく対話を行うことといたしております。

2. 資本構成

|           |       |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称               | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|----------------------|-----------|-------|
| 高島取引先持株会             | 3,914,179 | 8.57  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 2,664,000 | 5.83  |

|                |           |      |
|----------------|-----------|------|
| みずほ信託銀行株式会社    | 2,138,000 | 4.68 |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 2,061,500 | 4.51 |
| 株式会社三井住友銀行     | 1,818,750 | 3.98 |
| 三井住友信託銀行株式会社   | 1,762,000 | 3.86 |
| 株式会社クラレ        | 1,006,250 | 2.20 |
| 日本証券金融株式会社     | 824,000   | 1.80 |
| 旭化成建材株式会社      | 815,000   | 1.78 |
| 松井証券株式会社       | 780,000   | 1.70 |

|                 |    |
|-----------------|----|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ―― |
| 親会社の有無          | なし |

|      |
|------|
| 補足説明 |
|------|

3. 企業属性

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 上場取引所及び市場区分         | 東京 第一部          |
| 決算期                 | 3 月             |
| 業種                  | 卸売業             |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 100人以上500人未満    |
| 直前事業年度における（連結）売上高   | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数   | 10社以上50社未満      |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

現状、当社のコーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

#### 【取締役関係】

|                          |        |
|--------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数               | 12 名   |
| 定款上の取締役の任期               | 2 年    |
| 取締役会の議長                  | 社長     |
| 取締役の人数 <small>更新</small> | 5 名    |
| 社外取締役の選任状況               | 選任している |
| 社外取締役の人数                 | 1 名    |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数   | 1 名    |

#### 会社との関係(1)

| 氏名    | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 弓削 道雄 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

- ※ 会社との関係についての選択項目  
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」  
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者  
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役  
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者  
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者  
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者  
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家  
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）  
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）  
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）  
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）  
k その他

#### 会社との関係(2)

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                      |
|-------|------|--------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 弓削 道雄 | ○    | ——           | 当社では、会社法等が規定する要件及び当社が定める要件を満たした社外役員を選任していることから、独立役員としての要件は確保されており指定いたしました。 |

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する<br>任意の委員会の有無 | なし |
|--------------------------------|----|

#### 【監査役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
|            |        |

|            |     |
|------------|-----|
| 定款上の監査役の員数 | 4 名 |
| 監査役の人数     | 3 名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査の経過と結果の報告及び説明を受けるとともに、定期的又は、必要時に意見や情報の交換をおこなうほか、必要に応じて会計監査に立ち会うなど密接に連携してガバナンス体制の監視を行っております。

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況             | 選任している |
| 社外監査役の人数               | 2 名    |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名    |

会社との関係(1)

| 氏名   | 属性    | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|------|-------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|      |       | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 川添 丈 | 弁護士   |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 石尾 肇 | 公認会計士 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

| 氏名   | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                      |
|------|------|--------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 川添 丈 | ○    | ――           | 当社では、会社法等が規定する要件及び当社が定める要件を満たした社外役員を選任していることから、独立役員としての要件は確保されており指定いたしました。 |
| 石尾 肇 | ○    | ――           | 当社では、会社法等が規定する要件及び当社が定める要件を満たした社外役員を選任していることから、独立役員としての要件は確保されており指定いたしました。 |

【独立役員関係】

|         |     |
|---------|-----|
| 独立役員の人数 | 3 名 |
|---------|-----|

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

## 取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

### 該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬は、定期報酬と利益連動報酬で構成され、定期報酬については、役位、業績、他社水準および従業員水準等を考慮して個人別に設定し、年額で決定した定期報酬を12分割して毎月同額を支給しております。

利益連動報酬については、利益連動報酬を損金に算入した後の連結当期純利益が8億円以上の場合に支給し、連結当期純利益に応じて配分率を定め、役位別係数に応じて配分いたします。各取締役への配分額は、支給総額に対して業務を執行する全取締役の役位係数の合計で除した金額に各取締役の役位係数を乗じた金額とし、株主総会の日以後1か月以内に支給することとしております。ただし、支給総額は51百万円を限度としております。

## ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

### （個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

個人別の報酬額は開示しておりません。

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成26年4月1日～平成27年3月31日において、当社の取締役（社外取締役を除く）に支払った報酬は151百万円であり、監査役（社外監査役を除く）に払った報酬は14百万円であります。

役位、業績、他社水準および従業員水準等を考慮して個人別に設定しております。

## 【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役のサポートは経営企画ユニットが行っております。社外監査役への情報伝達は電子メールなどを活用して必要な資料を提供しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は監査役会設置会社であり、当社の事業規模・内容から監督機能が有効に機能する体制であると判断しております。

効率的な意思決定・適正な監督及び監視を可能とする経営体制を構築し、充実したコーポレートガバナンスを実現すべく当社は、下記の施策を行っています。

### 1. 取締役会

当社は毎月取締役会を開催し、法令、定款に定める事項及び当社グループに関する重要な事項の決定、各取締役の業務遂行状況について監督・監視しております。

### 2. 監査役会

原則として毎月監査役会を開催しております。また業務執行会議といった重要な社内会議への出席、社内内で決定された重要事項等の報告を受けることで、取締役の業務執行の監督・監査の実効性を実現しております。

### 3. 経営諸会議

当社は業務執行会議を毎月開催し、業務執行上の主要課題の十分な検討を実施しております。また、必要に応じて重要事項を関連取締役で協議する経営会議や関係幹部を招集して諮問事項の審議を行う審議委員会を開催しております。

### 4. 監査の状況

当社は内部監査部門として、内部監査統括部を設置しております。当部署にて内部統制システムの整備状況及び業務遂行の適切性の調査を行い、改善等の指導を行っております。また監査役会と内部監査統括部は必要に応じ意見交換を行い、連携をすることで監査機能の強化に取り組んでおります。

当社は会計監査人として、有限責任 あずさ監査法人を選任し、監査役及び内部統制統括部とも連携し監査の適正性を確保しております。当社の会計監査業務を執行したのは、公認会計士 古山和則氏及び紙本竜吾氏で、会計監査業務に係わる補助者は、公認会計士8名、その他7名であります。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

当社は、社外取締役1名、社外監査役2名を選任しており、常時取締役会に出席し、中立的立場から取締役の業務執行に対する監視機能を果たしております。また、監査役会は内部監査部門・会計監査人と密接に連携することで厳正な監査を実施しております。以上により、当社のコーポレートガバナンスの実効性は十分に確保されていると考えております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|     | 補足説明                    |
|-----|-------------------------|
| その他 | ビジュアル化による総会運営を実施しております。 |

#### 2. IRに関する活動状況

|               | 補足説明                                  | 代表者自身<br>による説明<br>の有無 |
|---------------|---------------------------------------|-----------------------|
| IR資料のホームページ掲載 | 決算短信、決算情報以外の適時開示資料<br>有価証券報告書及び四半期報告書 |                       |
| その他           | 新規ビジネス、決算予想等の広報を実施しております。             |                       |

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                  | 補足説明                                           |
|------------------|------------------------------------------------|
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 環境管理委員会を設置し、ISO14001を取得。環境に配慮したビジネスの推進をしております。 |

## **Ⅳ**内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

当社は業務分掌ごとの決裁権限・責任基準を明確に定め、中期・年度計画を通じて経営方針を徹底する組織運営のほか、重要な経営方針、経営戦略、経営リスク等を審議する諸会議を設置し、透明で効率的な経営を目指しております。

社内組織から独立して内部監査を担当する内部監査統括部は監査役、監査法人とも連携して、当社グループの決算情報の信頼性はもとより、内部統制・リスクマネジメントの全般に関して業務運営の妥当性、有効性を監査するとともに改善策の提案を行っています。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

当社は、「コンプライアンス基本規定」において、反社会的勢力との関係は断固遮断・排除することを明記しており、反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応することとしております。

また、社内情報連絡を円滑にするとともに関係各部署並びに顧問弁護士とも連携して対応し、また「地区特殊暴力防止対策協議会」への加入を通じて、その実効性を確保しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

|             |    |
|-------------|----|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |
|-------------|----|

該当項目に関する補足説明

当社は、企業価値の増大に引き続き努めることで、株主共同の利益の維持・向上を図ってまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

諸規定の見直しとコンプライアンス基本規定等の制定取組みを行っております。